

# 綾瀬市産後ケア事業



出産後、家族等から十分な育児等の援助が受けられず、特に育児支援を要する家庭を対象に産後ケア事業を実施します。お母さんと赤ちゃんの心身のケアや育児サポートを行い、産後の生活を支援します。

【対象となる方】下記のすべてに当てはまる方と生後1年未満の乳児

- ① 綾瀬市に住民票のある方
- ② 家族等から産後の支援が得られない方で次のいずれかに該当する方
  - ・体調不良、育児不安等がある
  - ・精神的に不安定である



【提出書類】妊娠中から申請可能

- ① 綾瀬市産後ケア事業利用申請書（第1号様式）
- ② 綾瀬市産後ケア事業利用申請に係る状況確認票  
（妊婦用：第2号様式／産婦用：第3号様式）
- ③ 夫婦の住民税課税証明書（所得の確認書類）

※申請する前年度の1月1日に綾瀬市に住民票がない方

サービス区分	実施施設	対象の乳児	利用料
宿泊型（利用回数2回分）	綾瀬厚生病院	生後4か月未満	1泊 3,000円
通所型（利用回数1回分）			1回 1,500円
訪問型（利用回数1回分）	うらら助産院	生後1年未満	1回 1,000円

## 《サービスの内容》

- ①産婦の母体管理及び生活面の指導
- ②乳房管理及び乳房マッサージ
- ③沐浴、授乳等の育児指導
- ④乳児の発育及び発達等の確認

※ 生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料

※ 利用回数は原則7回（日）以内

## 【問い合わせ先】

綾瀬市健康づくり推進課（保健福祉プラザ内）

TEL：0467-77-1133（直通）